貞享元年八月十二日

竹屋勘兵衛 判

木屋勘右衛門 判

炭宮川の邊に居住しけるに依りて、今世人炭宮の乗則と呼 に、乗則は荒木乗則と稱し、兼若の弟子にて、三社木揚場 居住を構へ、爰に居住して鍛へたりといへり。また龜尾記 宮川の清潔なる河水を以て刀劍を鍛へんとて、三社古道に が故に、兼春・兼則兩作共に炭宮物と呼べるなるべし。 さればそのかみ、兼春・兼則兄弟 兩家共に 同地に居住せし べり。乗則が苗字は荒木にて、炭宮は俗稱なりといへり。 按ずるに、 門象光。とあり。されば天明の頃までも、其の子孫存在せし 又天明三年の飛鳥川記に、御刀鍛冶二人扶持炭宮五郎右衞 るべし。此の後享保五年六月の取調書には、其の名見にす。 へる鍛冶あり。 知られけり。或は云ふ。天明・寛政の頃、松平七郎泰平と 右上作の中に載せたる乗則は、 此の泰平も炭宮兼春が古蹟をば慕ひ、炭 四代作丞兼則な

## 〇三輪氏邸跡

・實金澤圖に、三輪治郎作と記載し、炭宮川を門前となし

明治廢藩の際、家屋を毀ち地所を賣却して退去せり。左衞門古道。と載せたり。その子孫歷代爰に居住せしかど、門近所。とあり。享保九年の士帳に、馬廻組千石三輪甚五たり。元祿六年の士帳に、三輪治郎作三社古道馬淵加右衞

## 〇畸人彌七墳

三輪氏の邸地内にあり。故に三輪氏居住中は、海巌盆中に三輪氏の邸地内にあり。故に三輪氏居住中は、海巌盆中にで、其の親元は横屋彌三兵衞とて、金澤升形の西福寺とに死、其の親元は横屋彌三兵衞とて、金澤升形の西福寺とに孫立を世差、崎人の遺墳なりとて、燈籠をも手向けられたが、人り。一説には、彌七は西福寺の下僕にて、此の地しといへり。一説には、彌七は西福寺の下僕にて、此の地しといへり。但し彼の親元なる横屋は、今に至り西福寺のともいへり。但し彼の親元なる横屋は、今に至り西福寺の門徒なりとぞ。

## 〇畸人彌七傳話

加賀古跡考に云ふ。むかし大野村に何某とかやいふ農家あ

遣はれよといふものまゝあり。いづちの者とも知れず、名 此の國の風俗なりけん。今も能登の外浦より、船子・獵師 となっ に倍し畑を打ちたり。歸りて主人に向ひ、なんとよき男に をかたげて出行きけり。扨その仕事をなす事、他の下部共 きてうけがひ、 しは、そのかみの風俗なる事知られけり。さて其あるじ聞 ふべし。右彌七もみづからよき男なり、召置かれよといひ らはし也。世俗是を能登部といへり。寔に淳素の遺風とい など冬季に向ひ隙になりぬれば、口を糊する爲に、金澤等 ものにてよき男なり。召遣はれよといへり。註に云ふ。是 した」かに あらずや、ちと譽給へといふ。あるじ其の自慢を惡み、汝 も定かならぬを、冬三ヶ月下部となして召置く事當國のな へ出で知らぬ家に至り、みづからよい男でござる、奉公に 、麥畑をうてよといひ付けしかば、彌七畏りて、即ち鍬 飯が打つなり。汝自慢する事なかれといふ。彌七尤と伏 或日いづちとも知らぬ男一人來りて、 飯を喰はせ養ふなれば、 日も畑をうてよとい 則彌七をば召置き遣はん事を許す。 彌七出行きけるに、 汝が畑をうつにあら 我は彌七とい その翌

長さ五・六間許あみたり。 **ずと答ふ。心得がたく、廣場へ行きて見るに、一枚のこも** 今朝より何枚あみたりやと問へば、彌七只一枚いまだ終ら いへば、孫七心得たりといふ。其の後米俵の用意にせんとなといはゞやむべし。必ずおのが了簡をまじふべからずと に仕はるゝ身としては、主のかくせよといへばすべし。せ 仕業をすれども、 取る事をのみ好みけり。故に或時主人またいはく、汝よく 萬端己が心にまかせ、主の心におもふ事をいひ出さぬ先を をなすにも、はかの行く事他の下部に倍せり。去りながら なりと謝す。彌七また畑を打つ事以前の如し。 畑は飯がうつといはれたるが故に、今朝より斯くしてなが きれつ」、こはいかにと問へば、彌七きのふ御ぬしの仰に、 まゝくゝり付け、其身はかたはらに臥し居たり。主人見てあ 田圃に至り見れば、彌七鍬の柄に飯を入れたる風呂敷包の 既に西に傾くに及べども歸らず。あるじ不思議におも め居るといふ。 彌七に蔣をあめよといひ付けて、晝飯におよびし時、 主人理に伏し、きのふの言は予があやまり ひたすら己が心を以て物をなす。都て人 あるじあきれ 7, 其の外何事 かに 25 U.